

21町保予第4036号
2021年9月21日

市内医療機関 院長 様

町田市保健所 保健予防課長

新型コロナウイルス感染症自宅療養者等が受診した際の
医療費公費負担の取り扱いについて（依頼）

日頃から、町田市保健衛生業務にご支援ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症患者が自宅または宿泊施設にて療養している方が受診した際の医療費について、従来は保健所が医療機関に直接、受診調整を行なった方が公費対象となっていました。感染者の急増に伴い個別に調整することが困難な状況です。この度、公費を負担する東京都と公費対象となる方について調整いたしました。各医療機関におかれましては、下記のとおりご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1 公費負担の対象となる方

宿泊療養又は自宅療養を行う新型コロナウイルス感染症の軽症者等であり、保健所が医療機関等と事前に受診調整を行った方（※）

（※）「事前に受診調整を行った方」とは、保健所が患者からの相談により医療機関受診を促したものを含みます。患者が受診する際、保健所が了承したことを申し出ていただきます。

2 対象となる医療および対象額

厚生労働省通知第1のとおり

（往診、訪問診療、電話等情報通信機器による診療、訪問看護、調剤等も対象になります）

3 公費負担の方法

当該医療に係る自己負担額は当該軽症者等から徴収せず、審査支払機関に公費負担請求を行ってください。公費負担者番号等、診療報酬明細書の記載等に関することは、令和2年4月30日付保医発 0430 第4号厚生労働省保険局医療課長通知を御参照ください。

4 添付資料

東京都通知（令和2年5月28日付2福保健感第502号）

厚労省通知（令和2年4月30日付健感発0430第3号）

問い合わせ

町田市保健所 保健予防課保健予防係

TEL：042-725-5422

FAX：050-3161-8634